

審議事項 第 1 号

会長及び副会長の選出について

会長及び副会長の選出について

1 会長・副会長の選出について

根拠法令	選出方法
旭川市介護保険に関する規則 第9条の5第1項	・旭川市地域包括支援センター運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長の職務

根拠法令	職務内容
旭川市介護保険に関する規則 第9条の5第2項, 同規則第9条の6第1項及び 第3項	・会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 ・協議会の会議は、会長が招集する。 ・協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 副会長の職務

根拠法令	職務内容
旭川市介護保険に関する規則 第9条の5第3項	・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。